

平成 22 年度 事業計画

社団法人 日本ホッケー協会

平成 22 年度事業計画

(自：平成 22 年 4 月 1 日 至：平成 23 年 3 月 31 日)

平成 22 年度競技力向上事業の最大目標は、11 月中国・広州で行われる第 16 回アジア競技大会であります。女子代表はアテネ、北京オリンピックに連続出場を果たしました。この第 16 回アジア競技大会において、いち早く、ロンドンオリンピックの男女同時出場権獲得を目指し、アジアの強豪相手に積極果敢に挑戦します。

また、競技力向上と普及振興に必要な財源確保、かつ徹底した節減対策により業務の推進に努めてまいります。

加盟団体はじめ関係各位のご理解とご支援ご協力をお願い申し上げます。

平成 22 年度 基本 10 策

- (1) スポーツ少年団・中学生からマスターズに至る総ての大会の充実、および一貫指導を核とした普及および指導者育成に努め、競技人口の増加とホッケーの注目度がアップすることを目指します。
- (2) 各種事業を円滑に実施できるよう、ホッケーに携わる役員の育成と事務局体制の拡充・強化を図ります。
- (3) 競技大会運営マニュアルの整備とファンの拡大を重視した大会運営に取り組みます。
- (4) アンパイアの育成・指導、審判技術の向上に取り組みます。
- (5) ジュニア層からの強化を加速させるべく、ナショナル強化拠点の活用や一貫指導体制のカテゴリーを精査し、スタッフの人選および指導方針を確立することにより一層の強化体制を構築します。
- (6) アンチドーピング活動や環境問題に積極的に取り組んでいきます。
- (7) メディア、HP、広報誌等の広報体制を見直すことにより広報の充実を図り、ホッケーのメジャー化を目指します。
- (8) 財政基盤の確立のため、マーケティング内容の充実を図り、全国の加盟団体・企業等の協力を得るよう努力します。
- (9) 国際ホッケー連盟、アジアホッケー連盟等と連絡を密にし、国際各種委員会委員の委嘱を受けるよう努力します。また各国協会との交流活動にも積極的に参加し情報交換や連携の取れる関係を構築します。
- (10) 国際競技力の向上の基礎である日本リーグの充実とファンを増大させるための中長期諸策を計画推進します。

1、 普及および指導に関する事業

< 普及関係 >

- (1) 各都道府県協会の実情に即した普及ならびに運営方策を実施する。(普及委員会)
- (2) 各ブロック協会のより活発な普及活動を図るための普及方策を確立する。(普及委員会ブロック協議部)
- (3) 各都道府県中学校体育連盟への加盟促進を図り、全国中学校体育連盟への加盟促進運動展開の施策を講じる。(普及委員会中学校部会)
- (4) スポーツ拠点づくり推進事業を支援し、中学生の普及発展を図る。(普及委員会中学校部会)
- (5) 国体参加チーム数が、適切な数になるよう、日本体育協会と話し合いを重ねる。(普及委員会国体部)

< 指導関係 >

- (1) スポーツ少年団の活動指針である「発育と発達」に基づく指導を呼びかけ、ホッケーの楽しさを子どもたちに伝える。(普及委員会)
- (2) 公認指導者講習会を実施し、指導者の養成と指導技術の向上を図る。また、都道府県で受講できる指導員の取り組みを推進する。(普及委員会指導者育成部会)
- (3) 公認コーチ講習会を実施し、指導者の養成とコーチ指導技術の向上を図り、国民体育大会出場チーム指導者への公認コーチ資格の義務付けを定着させる。(普及委員会指導者育成部)
- (4) 一貫指導者教本に基づいた正しい指導を広く実践する。(普及委員会育成部)
- (5) U-18 までの指導体系を確立させ、ジュニア・シニアへの意欲を持たせる。(強化本部一貫指導推進部)
- (6) 海外への選手派遣の機会を積極的に持つことにより、選手強化に併せて、海外における指導情報の収集を図る。(強化本部国際担当)

2、 競技運営に関する事業

- (1) 日本協会主催、共催大会を円滑に運営開催する。(技術委員会競技部)
- (2) 各国内競技会の抜本的な見直しを行い、中長期的視野に立脚した競技会の実施方法を確立する。(技術委員会競技部)
- (3) 競技会主管各都道府県協会、ブロック協会、関係団体等との一層の連携をはかり、円滑な競技会の運営を図る。(技術委員会競技部)
- (4) 可能な限り国際競技会を開催し、国際交流・親善に寄与する。(国際委員会、強化本部)

- (5) ホッケー競技運営規定を発行し、各チーム関係者に周知する。(技術委員会競技部)
- (6) 日本体育協会及び開催都道府県と連携を保ち、国民体育大会の円滑な運営を図る。
(技術委員会競技部、審判部、普及委員会国体部)

3、 審判に関する事業

- (1) 審判講習会を実施し、審判員の養成と審判技術向上を図る。(技術委員会審判部)
- (2) 競技役員講習会を実施し、技術役員の養成と技術の向上を図る。(技術委員会競技部)
- (3) 審判資格審査委員部会を開催し、TD、TO、ジャッジ、A級B級審判員の資格認定を行う。(技術委員会審判資格審査部)
- (4) 国際競技会への審判員、競技役員等の派遣業務を推進する。(技術委員会審判部、競技部、国際部)
- (5) オリンピック、ワールドカップ等国际大会出場を視野に入れたA級審判員の早期養成を図る。(技術委員会審判部)

4、 競技力向上(強化)に関する事業

- (1) 男女日本代表チームの国際競技力向上を図る。また国際競技大会において所期の目的目標を達成する。(強化本部)
- (2) ロンドンオリンピック出場を実現するため、男子代表チームに海外から招聘したヘッドコーチを継続させる。(強化本部)
- (3) 男女ジュニア、ユース、ジュニアユース日本代表を恒常的に編成し、年齢別一貫指導強化体制の下に、各々が2012 ロンドン、2016 リオデジャネイロオリンピックを念頭に入れた積極的な強化活動を実施し、将来の日本代表チームの国際競技力向上につなげる。(強化本部一貫指導推進部)
- (4) 一貫指導システムを具現化する方策として、ホッケーゴールドプランを段階的に始動する。その際、選手選考の過程を、レベル1(都道府県単位)・レベル2(ブロック)・レベル3(東・中・西地区)・レベル4(ナショナル)の4段階とする。
(強化本部一貫指導推進部)
- (5) 国際競技会への各年齢層代表チームの選手選考、ならびに派遣事業を実施する。
(強化本部)
- (6) 内外の情報分析と医科学的見地を取り入れた代表チーム・選手個々人の競技力向上を図る。(強化本部医事担当)
- (7) 日本アンチドーピング機構(JADA)国際ホッケー連盟(FIH)と緊密に連絡をと

り、アンチドーピングの周知徹底を図り、選手に協力と義務を認識させる。(強化本部・医事担当)

- (8) 日本オリンピック委員会の諸事業に参画し、各事業の円滑な運営を図る。(強化本部、総務委員会)

5、 広報に関する事業

- (1) 日本協会の広報システムを構築し、ホッケー情報の発信と内容を充実させる。(広報委員会)
- (2) メディアとの交流を密にし、記者発表・プレスリリースの回数を増やす。(広報委員会企画広報部)
- (3) ホームページの内容の充実とスピード化、インターネット情報の充実を図る。(広報委員会広報部)
- (4) 機関誌の整備を行い、内容の充実と情報の共有による効率の良い広報活動を行なう。(広報委員会出版部)
- (5) 各都道府県協会との協働による継続的な広報活動を推進する。(広報委員会出版部)

6、 マーケティングに関する事業

- (1) オフィシャルスポンサー、オフィシャルサプライヤーの確保と拡大に取り組む。(地域団体事業特別委員会企画事業部)
- (2) 協賛企業の確保と新規協賛企業の拡大に努める。(地域団体事業特別委員会企画事業部・広報誌事業部)
- (3) 関連団体に対応する各事業部設置と活動促進策を構築する。(地域団体事業特別委員会)
- (4) 財政基盤確立のため地域団体事業特別委員会を中心に、各委員会による積極的な財源確保に取り組む。(地域団体事業特別委員会他各委員会)
- (5) 協賛金、ナショナルチームユニフォーム広告、オリジナルグッズ販売等によりマーケティング収入を図る。
- (6) 施設用器具公認制度の円滑な実施を図る。(技術委員会施設用具部)
- (7) 人工芝製造販売企業指定制度の円滑な実施を図り、高い水準での競技施設の設置を推進する。(技術委員会施設用具部)

7、 国際に関する事業

- (1) 日本ホッケーの強化と国内における普及を目指し、FIH(国際ホッケー連盟)とAHF(アジアホッケー連盟)と連携しながら活動を行う。FIHの企画するイベントにできる限りの協力を行う。(国際委員会)
- (2) FIH、AHF及び各国協会と連携・情報交換等海外と積極的に交流活動を行なう。(国際委員会)
- (3) FIH、AHFとの密接な連絡を取ると共に、国際会議等への参加により、最新の国際情報を取得する。(国際委員会、技術委員会国際部)
- (4) 日本代表チーム、単独チームなどの海外国際大会、海外合宿の支援活動(連絡・交渉・情報収集)を行う。なお、単独チームの支援対象は日本リーグ所属又はそれに準ずるチームとする。(国際委員会)
- (5) 海外からの国内単独チームに対する国際大会の招聘情報を関連団体に提供する。(国際委員会)

8、 総務・財務に関する事業

- (1) 新規事業の立案・実施により一層の収入増を図る。(地域団体事業特別委員会)
- (2) ステックカード事業の充実とカード発行のスピード化を構築する。(地域団体事業特別委員会、総務委員会)
- (3) 内外の治安の条項に鑑み、内外の諸活動を実施するに当り万全の危機管理を行う。(総務委員会危機管理部)
- (4) 明確な賞罰制度を推進する。(総務委員会、表彰部、総務部)
- (5) 各競技大会において、環境保全についての啓発と実践に取り組む。(総務委員会)
- (6) 個人情報保護法の遵守と周知徹底を図る。(総務委員会)
- (7) 新公益法人制度の発足に伴い、移行認定のための事務手続きを進める。(総務委員会総務部)

9、 ホッケー日本リーグ機構に関する事業

- (1) 各チームは競技レベルの向上に努め、高い水準での大会を継続することにより国際競技力向上を目指す。
- (2) ホームアンドアウェイ方式の採用や男女同一日同会場による開催など魅力ある競技運営方法を検討する。
- (3) 完全有料制導入に向けての、具体的な方策を模索する。